

周南市建設工事請負契約約款第 25 条第6項 (インフレスライド条項)の運用について ～ お 知 ら せ ～

令和4年12月
周 南 市

賃金の変動に対する工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)の運用及び運用マニュアルを改定しましたので、以下のとおり、お知らせします。

1 改定概要

適用対象工事の見直し

《これまでの運用》

賃金水準(労務単価)の変更がなされた工事

《新たな運用》

労務又は資材単価の変更がなされた工事

労務又は資材単価の変更による残工事費の変更額が、
残工事費の 1%を超える場合に、請求が可能となりました。

なお、スライド額の算出方法に変更はありません。

※単品スライドは、令和4年9月 1 日の運用改定により、実際の購入金額を用いて(適当と認められる場合)スライド額の算定が可能となりましたが、インフレスライドは、従来通り、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における単価を用いて、スライド額を算定することとなっています。

2 適用基準日

令和4年 12月26日以降適用するものとし、既契約工事、入札公告(指名通知)中の工事についても適用する。

3 その他

詳細は運用及び運用マニュアルを参照してください。市ホームページに掲載します。